

12とし、14を13とする。

青森県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの（生後九十日未満のものを除く。）

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

四 実施の期日

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーネ病検査又はスクリーニング法、エライザ法による検査

青森県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、

次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、
次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱
行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

五 検査の方法

所長が指定する日

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、
次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十二年三月十二日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀 子

一 講習会の日時及び場所

開	催	日	時	講 習 場 所
年月日	受付時間	講習時間		
平成二十二年 六月六日	午前八時三十分 から午前八時五 十五分まで	午前九時から午 後四時まで		青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センタ

- 一 実施の目的
牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日
平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 薬浴の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令
- 三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- 四 受講手続

七月二十七日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
九月九日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを審査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成二十二年三月十二日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀 子

講習会の日時及び場所

年月日	受付時間	講習時間	講習場所
平成二十二年 四月二十日	午後零時三十分 から午後零時五 十五分まで	午後一時から午 後四時まで	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中 師苗代沢三番地 外ヶ浜警察署
四月二十七日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 八戸警察署
五月十三日	"	"	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
五月二十一日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
六月二日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ジョイワーク三戸
六月十日	"	"	むつ市中央二丁目三の一〇 むつ市立図書館
六月二十五日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署
七月四日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センター
七月六日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
七月二十二日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
八月十九日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署

九月六日	"	"	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 二七 鰺ヶ沢警察署
九月十五日	"	"	三戸郡五戸町字下毛沢向一 三の六 五戸警察署
十月八日	"	"	上北郡七戸町字大沢五七の 四九 七戸警察署
十月十九日	"	"	むつ市中央二丁目三の一〇 むつ市立図書館
十月二十四日	"	"	三戸郡三戸町大字川守田字 関根四の一 ジョイワーク三戸
十一月十六日	"	"	八戸市城下一丁目一六の二 五 八戸警察署
十一月二十八日	"	"	弘前市大字末広四丁目一〇 の二 弘前市総合学習センター
十二月十五日	"	"	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署
平成二十三年 一月二十一日	"	"	青森市大字荒川字藤戸一 九の七 青森県総合社会教育センター
二月三日	"	"	黒石市北美町二丁目四七の 一 黒石警察署
二月十七日	"	"	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
三月九日	"	"	弘前市大字八幡町三丁目三 の二 弘前警察署
三月十四日	"	"	上北郡野辺地町字新町裏一 の二 野辺地警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）二枚を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

青森県公安委員会告示第二十二号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第二条の規定により公示する。

平成二十二年三月十二日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称

社団法人あおもり被害者支援センター

(二) 住所

青森市中央三丁目二〇の三〇

(三) 代表者の氏名

田崎博一

二 援助事業を行う事務所の名称及び所在地

(一) 名称

社団法人あおもり被害者支援センター

(二) 所在地

青森市中央三丁目二〇の三〇

三 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害者等

法第二条第四項に規定する犯罪被害者等

四 指定を行った年月日

平成二十二年二月二十四日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭